

「再就職先の企業型確定拠出年金」への移換の流れ

ステップ1	<p>〈本人〉 再就職先に確認する。</p>	<p>・本人が、再就職先(移換先)の担当部門に確定拠出年金を実施しているかどうかを確認する。 実施している場合は、移換することができる。</p>
ステップ2	<p>〈本人〉 「移換申出書」を入手する。</p>	<p>・入社後、本人が再就職先の担当部門から「(企業型確定拠出年金用)厚生年金基金・確定給付企業年金 移換申出書／移換可否決定通知書」を入手する。</p>
ステップ3	<p>〈本人〉 「移換申出書」を基金に提出する。</p>	<p>・確定拠出年金用口座が開設された連絡を受けてから、「移換申出書」に必要事項を記入し、所定の期限内にサカイクス企業年金基金に提出する。 ※所定の期限：退職日(資格喪失日)から1年以内</p>
ステップ4	<p>〈基金〉 「移換申出書」を受付・確認。</p>	<p>・サカイクス企業年金基金で所定の期限内等の確認をし、移換可の場合は「移換可否決定通知書」を作成し、再就職先の記録関連運営管理機関に提出する。 【主な記録関連運営管理機関】 ・日本レコード・キーピング・ネットワーク(株)(NRK) ・日本インベスター・ソリューション・アンドテクノロジー(株)(JIS&T) ※所定の期限を超過し、移換が不可の場合 移換不可として「移換可否決定通知書」を交付し、一時金として給付</p>
ステップ5	<p>〈基金〉 資産を移換する。</p>	<p>・記録関連運営管理機関の指示により、脱退一時金相当額の資産を移換する。</p>
ステップ6	<p>〈本人〉 運用を開始する。</p>	<p>・本人が再就職先の確定拠出年金で、運用商品を選択し、自己責任のもと運用する。</p>